

秋大総企第 4-2 号  
平成15年5月15日

国立大学協会副会長  
国立大学法人化特別委員会委員長 殿

秋 田 大 学 長  
三 浦 亮

国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について（回答）

平成15年5月7日付け、国大協企第12号でご依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 全体として、貴職でまとめられた表記の内容については、国立大学法人法案に対する国大協としての基本的かつ具体的な考え方が、必要に応じ表明されており、国民に対する説明責任を果たすとともに、昨今の国立大学関係者の間で見られる不安等を解消することにも資するものであり、全面的に同意する。  
是非、この方向で文部科学省等政府に働きかけていただくことを希望したい。
2. なお、特にⅢの6、7、8については、国立大学の教育研究の根幹に関わる内容であり、後顧の憂いのないように対応方を願いたい。
3. また、Ⅱの1において、各種法令の適用等については、国立大学として国民の信頼を損なうようなことは厳に慎まなければならないと考える。この点についても、矛盾が生じないように対応方を願いたい。
4. これらの要望内容について、政府として受け入れなかった場合（条文修正や附帯決議等もなかった場合）には、国大協としてどう対応するのかについても、6月の総会において協議していただきたい。

平成15年5月15日

国立大学協会  
国立大学法人化特別委員会委員長  
石 弘光 様

宇都宮大学長 田原博人

国大協企第12号(15年5月7日付)による依頼に関して、別途回答いたします。

要請事項等には重要な指摘が含まれており、基本的には賛成です。しかし、何故今の時期になってなのか、もっと早い段階に整理すべきではなかったかが気になります。依頼によると、「6月の総会へ提案する方向」ということですが、おそらく法案が成立した後であろうという時期になっては、法案に対する我々国大協の主体性がなすすぎるのでないでしょうか。社会的にみて、肝心な時にじっとして、法案が通ってから注文ばかりしているとしかうつらないのではないかと危惧します。

要請事項と法案とが矛盾することはないことを前提にするなら、「要望事項を前提に、国大協は法案に賛成する」と表明するための臨時総会を開催することを考えるのが、要請事項の実現にプラスするし、新しい国大協となった後の運営にもプラスになるのではないのでしょうか。

なお、3月6日付で国大協から、「国立大学法人法案」についての質問事項として、各大学が疑問に思っていることを提出するようにと依頼があった件ですが、その後どう扱われたのでしょうか。おそらく多くの大学から回答が出されていたことと思います。その依頼文面では、「まとめた内容については、文部科学省に提出して説明会の参考にとして活用してもらうとともに、国大協でも今後の検討材料とさせていただきたく考えております」ということになっていますので、ご検討下さい。

平成15年5月15日

国立大学協会副会長  
国立大学法人化特別委員会委員長  
石 弘光 殿

東京外国語大学長  
池端 雪浦

国立大学法人制度運用等に関する要請事項等に関する依頼をありがとうございました。2部に分けて回答いたします。第1部は、「検討案」にお答えする前提となる本学からの要請を、意見として申し述べるものです。第2部はお送りいただいた「検討案」に加除修正するかたちで、意見を申し述べます。

<第1部>

1. 国大協は、国立大学法人法案成立後の制度運用に関する要請を集約する前に、国立大学法人法案そのものについて、意見の集約をはかる必要があると考えます。

2月24日の国大協理事会で「国立大学法人法案の概要」（以下「概要」と略称）をめぐってさまざまな疑問が提出されたさい、長尾会長は以下の取りまとめをされました。

「法案が国会に提出された段階でその内容を検討し、国大協として表明すべきことがあれば内容をはっきり示して、理事会で承認を得て発表するなり、あるいは臨時総会を開催して議論することも視野に入れて対応を検討する」。（「議事概要」）

法案に対して、国大協として表明すべきことがあるかないか、その判断は、理事会もしくは総会で議論して決定されるべきことです。「最終報告」についても、「概要」についてもこの手続きをへて、国大協の意見が集約されました。一連の経緯のなかでもっとも重要な法案にたいして、国大協としての意見集約の手続きが省略され、法案成立後の制度運用に関する要請について意見の集約がなされることは、疑問というほかありません。

また、地区別に開催された、法案に関する文部科学省の説明会で出された重要な質問事項についても、その回答を国大協としては共有していないという事態が生じていることも考慮すべきです。

2. 国立大学法人法案に関して「国大協として表明すべきこと」はあると考えております。ご送付いただいた「国立大学法人制度運用等に関する要請事項等（検討案）」のいくつかは、まさにそれに該当しますが、ここではとくに2点指摘いたします。

(1) 中期目標・中期計画の作成手続きが、大学における教育研究の自主性・自律性を尊重したものはなっていないこと。「最終報告」において示された中期目標・中期計画の作成のスキームがないがしろにされていることです。

(2) 第二の問題は、評価に関してです。国立大学法人法案において評価について独自に規定しているのは「国立大学法人評価委員会」に関する第9条のみであり、それ以外は(大学評価・学位授与機構による教育研究評価に関する読み替えを例外として)すべて通則法を準用しています。確かに「概要」においても、「独立行政法人通則法の必要な規定を準用する」ことが述べられています。しかしながら、その具体例として挙げられているのは、「法人運営の自主性への配慮」と「国による財源措置」のみであり、あとは「その他」として一括されています。「概要」から理解する限りでは、評価の方法、手続きに関して法案が通則法の規定をほとんどそのまま丸飲みにするということになろうことはまったく想像できないことでした。

去る4月18日、小泉首相を本部長とする特殊法人等改革推進本部は「独立行政法人の中期目標等の策定方針」を発表しました。そこでは、中期目標においては「できる限り定量的な目標値を盛り込むべき」であること、また中期計画においても「できる限り定量的な計画を設定すべきである」ことが強調されています。「業務運営の効率化」に関しては、数値目標で用いる指標として、例えば「法人の提供する財・サービス1単位に要する経費」あるいは「単価」を例として挙げています。

国立大学法人は「独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではない」(「概要」)という意味で、(国立大学法人化特別委員会の表現を借りれば)「狭義の独立行政法人」ではないとされながらも、「広義の独立行政法人」とされ、通則法が大幅に準用されることになっています。国立大学法人は、「独立行政法人の中期目標等の策定方針」やそれに基づく中期計画、さらにはそれに対する評価から自由であるといえるのでしょうか。法案に明確な規定がなされてしかるべきだと考えます。

## <第2部>

### 国立大学法人制度運用等に関する要請事項等（検討案）

#### I 明確な内容の政省令等の制定実現

- ① 政省令等の確定にあたっては、国立大学法人法と最終報告（調査検討会議「新しい「国立大学法人」像について」）の趣旨に則り、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人の自主性・自律性を十分に尊重した、明確な規定とすること。
- ② 国立大学法人法の施行に必要な政省令等の詳細制度設計については、早めに国大協と意見交換をすること。
- ③ とりわけ、国立大学法人評価委員会に関する規定については、上記①・②の点について十分に配慮すること。

#### II 法人への移行過程に関する事項

##### 1. 各種法令の適用に関する運用上の協力と配慮

国の組織から国立大学法人へ移行することに伴い、労働関係法規、医療機関に関する法規をはじめとする各般の法令が新たに適用されることとなるが、関係行政庁への各種届出義務に関する規定及びこれに関連する罰則規定の適用をはじめとする諸法令の適用に関しては、当面は、各大学が法人化へ移行する経過的期間であることに鑑み、その準備が整うまでの一定期間、弾力的な運用が図られるよう、例えば以下のような点で、関係行政庁の十分な協力と配慮が必要であること。

- ・ 労働基準法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮
- ・ 労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮
- ・ 法人化に伴う関係行政庁への附属病院の開設承認再申請に関する運用上の配慮

「一定期間、弾力的な運用が図られるよう」「運用上の配慮」を求めるといふ要請は何を意味するのか。労働基準法と労働安全衛生法を国立大学法人には適用しないで欲しいということであるのか。もしそうした要請であるならば、そもそも、法治国家にあって、一定期間、特定の法律の適用を免除することが法的に可能であるのか。あるいは適用するとしても、こうした基準を厳密に適用せずに「大目に見て欲しい」ということであるのか。また、この場合、「一定期間」とはどれほどの時間的長さを想定しているのであろうか。

労働基準法や労働安全衛生法は国民の健康に密接に関わる法律であり、それゆえに守るべき最低限の基準を定め、これに違反した場合には罰則を科するというものである。

いずれにせよ、こうした「弾力的な運用」が実際に行われたとするならば、国立大学法人の職員については最低労働基準、労働安全衛生基準の適用が空白になるという事態が生じる。違法状態であることに変わりはない。もしも、国立大学が法人化された後しばらくの間は労働基準法、労働安全衛生

法が実施できないとすれば、まずは国立大学法人化の実施時期を延期することが優先されるべきである。

## 2 事務系職員の適切な人事交流システム構築への協力

- ・ 法人の人事権のもとで、事務系職員の人事交流による人材活用と職場の活性化をはかるための適切な人事交流システムの構築や国の機関との人事交流・異動の円滑な実施への協力等

事務系職員の給与、昇任、採用、定年等は各法人によって独自に規定されるという法人のスキームと、このような人事交流とは両立しないのではないか。

## 3 法人への移行に伴う新たな必要経費の確保

- ・ 労働安全衛生に対する計画的な対応への必要経費、財務会計システム等の構築のための経費、などの確保
- ・ 出資財産（土地・建物等）の確定・整理・評価・登記に伴う諸経費の確保

# III 法人移行後の制度運用に関する事項

## 1 高等教育への公財政支出の充実

- ・ 中教審で検討中の高等教育のグランドデザインに基づく公財政支出の拡大と充実
- ・ 基盤的研究・基礎科学的分野への基盤経費の確保

## 2 法人の財政的な自律性を高める観点からの適切な運用

- ・ 運営費交付金の算定基準の明確化（注：この項目をまず第一に掲げるよう修正する。）
- ・ とりわけ学生定員を持たない附置研究所の場合には、特定運営費交付金による財源措置の保証
- ・ 剰余金の処理における法人の経営努力の幅広い認定
- ・ 中期計画終了時の積立金の処分における法人の立場の最大限の尊重
- ・ 効率化係数等による運営費交付金の一律減額措置の排除
- ・ 国立大学の存在意義を踏まえた適切な学生納付金の標準額の設定等
- ・ 土地処分収入の一定額の当該法人への留保
- ・ 収益を伴う事業実施に関する法人の判断の尊重
- ・ 寄附金、受託研究経費等の運営費交付金の算定からの除外

## 3 法人の実状に応じた確実な財政措置

- ・ 労災保険、雇用保険、各種損害保険等の保険料、各種手数料、監査に要する経費、事務系職員の採用試験実施経費など、法人化に伴う必要経費の確保等
- ・ 施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映

- ・ 附属病院の施設整備に充てる資金の国立大学財務・経営センターからの円滑な借り入れの確保
- ・ 寄附金税制を含む現行の税制面での取り扱いの継続

#### 4 国による各種損害の補填システムの整備

- ・ 自然災害及び火災等による被災施設等の復旧補填システムの確立（施設災害補助金等）
- ・ 医療過誤や医療事故による賠償責任システムの確立（賠償金等）
- ・ 教育研究中の事故等による賠償責任システムの確立（賠償金等）

#### 5 文部科学省の国立大学法人行政体制の整備等

- ・ 法人化された国立大学に対する大学の自由度を尊重した文部科学省の新しい行政体制等の整備
- ・ 中期目標・計画を前提とした事後評価を尊重する具体的な事務処理体制の整備
- ・ 概算要求作業の簡素化等新しい関係における国立大学の事務負担の軽減

#### 6 中期目標・中期計画における大学の自主性・自律性の尊重

- ・ 文部科学大臣が中期目標を定めるに当たって、大学の意見を最大限配慮すること。
- ・ 文部科学大臣が中期計画を認可するに当たって、大学の自主性・自律性を最大限尊重すること。なお、中期計画について、大学の教育研究の特性を踏まえ数値目標など詳細な内容指定を排除すること。
- ・ 年度計画の取り扱いについて、大学の教育研究の特性に十分配慮すること。
- ・ 計画期間中における計画変更を容易にする運用

調査検討会議がまとめた「最終報告」で提示されたスキームを守るべきである。すなわち、

- (1) 中期目標と中期計画の「原案」をあらかじめ各大学において検討する。
- (2) 中期目標について、大学から文部科学大臣へ「原案」を提出する。
- (3) 文部科学大臣はこの「原案」を十分に尊重して中期目標を定める。
- (4) あらかじめ中期目標と一体的に検討しておいた中期計画を、最終的に確定した中期目標に基づいて作成し、文部科学大臣が認可する。

特殊法人等改革推進本部事務局が本年4月18日に出した「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を適用しない。中期目標・中期計画の策定に当たっては、独立行政法人通則法にもとづいて設立された独立行政法人と国立大学法人を同列に扱うべきではない。

#### 7 国立大学法人評価委員会等による評価とその評価結果の活用方法

- ・ 国立大学における教育研究を伸張する適切な評価の実施
- ・ 大学の教育研究の特性を踏まえ数値目標などによる評価を排除

- ・ 大学に過度な負担をかけない評価方法の実施
- ・ 評価結果に対する大学の意見申し立て等の制度化
- ・ 評価結果の資源配分活用への慎重な配慮
- ・ 年度ごとの評価結果を資源配分に活用することを排除

「最終報告」のスキームを適用し、各大学が中期目標の達成度について厳正な自己点検・評価を行い、国立大学評価委員会（仮称）に報告する。国立大学法人評価委員会はこの報告に基づいて評価を行うものとする。

#### 8 国立大学の特性を踏まえた国立大学行政の確立

- ・ 教育研究の特性に配慮した適切な法律等の運用
- ・ 新連合組織（新国大協）と文部科学省との定期的な意見交換システムの構築
- ・ 監事の選任における透明性の確保

#### 9 その他の要望

- ・ 法人化後における会計検査院との関係の明確化（計算証明、実地検査等）



## 国立大学法人制度運用等に関する要請事項等（検討案）

（静岡大学）

### I 明確な内容の政省令等の制定実現

- ① 政省令等の確定にあたっては、国立大学法人法と最終報告（調査検討会議「新しい「国立大学法人」像について」）の趣旨に則り、国立大学における教育研究の特性に配慮し、国立大学法人の自主性・自律性を十分に尊重した、明確な規定とすること。

【・ 国立大学法人法37条に基づく政令より、「国立大学法人等を国と見なす」こととなる法令について、早急にその内容を示すべきである。】

【・ 教育評議会の審議事項に「学部・学科その他重要な組織に関すること」を追加】

【・ 教授会についての規定を入れること。】

- ② 国立大学法人法の施行に必要な政省令等の詳細制度設計については、早めに国大協と意見交換をすること。

【・ 「意見交換」も必要だが、国大協の基本的な精神に従った内容とすることが必要】

- ③ とりわけ、国立大学法人評価委員会に関する規定については、上記①・②の点について十分に配慮すること。

### II 法人への移行過程に関する事項

#### 1. 各種法令の適用に関する運用上の協力と配慮

国の組織から国立大学法人へ移行することに伴い、労働関係法規、医療機関に関する法規をはじめとする各般の法令が新たに適用されることとなるが、関係行政庁への各種届出義務に関する規定及びこれに関連する罰則規定の適用をはじめとする諸法令の適用に関しては、当面は、各大学が法人化へ移行する経過的期間であることに鑑み、その準備が整うまでの一定期間、弾力的な運用が図られるよう、例えば以下のような点で、関係行政庁の十分な協力と配慮が必要であること。

・ 労働基準法に基づく関係行政庁への各種届出義務に関する運用上の配慮

・ 労働安全衛生法の適用に関する運用上の配慮

・ 法人化に伴う関係行政庁への附属病院の開設承認再申請に関する運用上の配慮

【・ このような便宜的方策は法律違反と表裏一体である。労働基準法や労働安全衛生法にきちんと従えるための準備時間と経費を手当すべきである。それができなければ、法人化を遅らせるべきではないか。】

#### 2 事務系職員の適切な人事交流システム構築への協力

・ 法人の人事権のもとで、事務系職員の人事交流による人材活用と職場の活性化をはかるための適切な人事交流システムの構築や国の機関との人事交流・異動の円滑な実施への協力等

- 【・ 優秀な人材を確保するための採用試験体制を明確に打ち出すべきである。】
- 【・ 附属学校教員の適切な人事交流システム構築のため、地方教育行政法48条および51条に基づき、文部科学省は必要な助言を行うこと。】

### 3 法人への移行に伴う新たな必要経費の確保

- ・ 労働安全衛生に対する計画的な対応への必要経費、財務会計システム等の構築のための経費、などの確保
- ・ 出資財産（土地・建物等）の確定・整理・評価・登記に伴う諸経費の確保
- 【・ 各大学の現状は教育研究費等を削って不十分ながらこれらの対応に当てている。たとえ短期間であっても、特に外部資金の乏しい基礎的研究に甚大な影響が出始めている。早く手当てすべきである。】

## Ⅲ 法人移行後の制度運用に関する事項

### 1 高等教育への公財政支出の充実

- ・ 中教審で検討中の高等教育のグランドデザインに基づく公財政支出の拡大と充実
- ・ 基盤的研究・基礎科学的分野への基盤経費の確保
- 【・ 基礎的研究の基盤経費の確保と基礎的研究の評価体制の確保の両方が重要である。】
- 【・ 学生の修学上の経済的負担軽減のため、必要な財源措置を講じること。】

### 2 法人の財政的な自律性を高める観点からの適切な運用

- ・ 剰余金の処理における法人の経営努力の幅広い認定
- ・ 中期計画終了時の積立金の処分における法人の立場の最大限の尊重
- ・ 効率化係数等による運営費交付金の一律減額措置の排除
- ・ 運営費交付金の算定基準の明確化
- ・ 国立大学の存在意義を踏まえた適切な学生納付金の標準額の設定等
- ・ 土地処分収入の一定額の当該法人への留保
- ・ 収益を伴う事業実施に関する法人の判断の尊重
- ・ 寄附金、受託研究経費等の運営費交付金の算定からの除外
- 【・ 運営交付金の算定基準の明確化「および透明性の確保」】

### 3 法人の実状に応じた確実な財政措置

- ・ 労災保険、雇用保険、各種損害保険等の保険料、各種手数料、監査に要する経費、事務系職員の採用試験実施経費など、法人化に伴う必要経費の確保等
- ・ 施設の維持・保全に要する経費の運営費交付金への反映
- ・ 附属病院の施設整備に充てる資金の国立大学財務・経営センターからの円滑な借り入れの確保
- ・ 寄附金税制を含む現行の税制面での取り扱いの継続

### 4 国による各種損害の補填システムの整備

- ・ 自然災害及び火災等による被災施設等の復旧補填システムの確立（施設災害補助金等）
  - ・ 医療過誤や医療事故による賠償責任システムの確立（賠償金等）
  - ・ 教育研究中の事故等による賠償責任システムの確立（賠償金等）
- 5 文部科学省の国立大学法人行政体制の整備等
- ・ 法人化された国立大学に対する大学の自由度を尊重した文部科学省の新しい行政体制等の整備
  - ・ 中期目標・計画を前提とした事後評価を尊重する具体的な事務処理体制の整備
  - ・ 概算要求作業の簡素化等新しい関係における国立大学の事務負担の軽減
- 【・ 今出ている法案はグリーンペーパーからみずれ、「大学の自由を束縛する」傾向が強い。ここであらためてこのようなことを主張するのなら国会陳述からやり直すべきである。】
- 6 中期目標・中期計画における大学の自主性・自律性の尊重
- ・ 文部科学大臣が中期目標を定めるに当たって、大学の意見を最大限配慮すること。
  - ・ 文部科学大臣が中期計画を認可するに当たって、大学の自主性・自律性を最大限尊重すること。なお、中期計画について、大学の教育研究の特性を踏まえ数値目標など詳細な内容指定を排除すること。
  - ・ 年度計画の取り扱いについて、大学の教育研究の特性に十分配慮すること。
  - ・ 計画期間中における計画変更を容易にする運用
- 7 国立大学法人評価委員会等による評価とその評価結果の活用方法
- ・ 国立大学における教育研究を伸張する適切な評価の実施
  - ・ 大学の教育研究の特性を踏まえ数値目標などによる評価を排除
  - ・ 大学に過度な負担をかけない評価方法の実施
  - ・ 評価結果に対する大学の意見申し立て等の制度化
  - ・ 評価結果の資源配分活用への慎重な配慮
  - ・ 年度ごとの評価結果を資源配分に活用することを排除
- 8 国立大学の特性を踏まえた国立大学行政の確立
- ・ 教育研究の特性に配慮した適切な法律等の運用
  - ・ 新連合組織（新国大協）と文部科学省との定期的な意見交換システムの構築
  - ・ 監事の選任における透明性の確保
- 9 その他の要望
- ・ 法人化後における会計検査院との関係の明確化（計算証明、実地検査等）
- 【・ 以上、きわめて困難な問題を多く抱えていることは明確であることから、拙速によって法人化することは日本の教育研究機能に重大な支障をもたらす可能性が出てきた。少なくとも実施を延期すべきではないか。】

平成15年5月15日

国立大学協会副会長  
国立大学法人化特別委員会委員長  
石 弘 光 殿

愛知教育大学長  
田 原 賢 一

国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について（回答）

現在、「国立大学法人法案」が国会において審議されており、5月中の成立を目指す予定である。このことを踏まえて、以下に述べる3点について至急検討いただきたいので、6月の定例総会を待たず、出来れば5月中に臨時の国立大学協会総会を開催し、法案の問題点について改めて検討していただきたい。

- 1) II 1の「各種法令の適用に関する運用上の協力と配慮」で提示されているように、本法案は法人と職員の雇用関係に関する労働基準法及び労働安全衛生法の適用に対して配慮しなければならないなどの問題点が存在する。したがって、「国立大学法人法」が平成15年10月1日に施行された場合、その準備には相当な期間が必要であり、平成17年4月1日から適用するようにしていただきたい。
- 2) 本法案では、国が「法人」を設置し、「法人」が「大学」を設置することとなっている。このことによって、「法人」と「大学」は「法人」が主であり、「大学」が従である関係を醸成している。したがって、「経営協議会」が「教育研究評議会」の上位機関として位置付けられ、経営が教育より優先する構図となっている。しかし、大学の機能を考えれば、これは逆である。教育研究があつてこそ大学が存在するものである。このように経営協議会が優先するような法案には問題があり、「教育研究評議会」が優先する構成にすべきである。  
更に、大学への財政支出に関して、国の直接的な財政責任となっていない。
- 3) 中期目標・中期計画を文部科学省大臣が定め、認可することについては、大学の自主性・自律性を担保する観点から、各大学の自己責任のもとで、各大学からの届け出にすることが望ましい。

滋大総第108号  
平成15年5月15日

国立大学協会副会長  
国立大学法人化特別委員会委員長 殿

滋賀大学長  
宮本憲一

国立大学法人制度運用等に関する要請事項等について

平成15年5月7日付け国大協企第12号で依頼のありました標記のことについて、下記の意見を添えて別紙のとおり提出しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

法人への移行過程と運用上の要望事項が多く列挙されていることは、法案に問題が残されていることを表している。

この問題については総会でも議論したいと思いますが、とりあえず別添の意見（赤字）を申し添えます。